

Ⅳ 地域福祉課の事業概要

地域福祉課は、児童福祉、母子父子寡婦福祉、障害者福祉、高齢者福祉、民生委員・児童委員に関する業務、配偶者暴力相談支援センター業務等を実施している。

1 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表 1－(1) 民生委員・児童委員配置状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

市町村	定 数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和 3 年度	437	392	43	435	217	218
令和 4 年度	437	392	43	435	216	219
令和 5 年度	437	385	44	429	215	214
東 金 市	110	88	18	106	50	56
山 武 市	122	113	9	122	70	52
大網白里市	91	78	10	88	39	49
九十九里町	39	37	2	39	16	23
芝 山 町	21	19	2	21	9	12
横 芝 光 町	54	50	3	53	31	22

（２）行旅病人及び行旅死亡人

ア 行旅病人及び行旅死亡人取扱制度

行旅病人及び行旅死亡人取扱制度は、明治 32 年 7 月 1 日施行の行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき開始された制度で、行旅病人、その同伴者及び行旅死亡人の同伴者の救護等を目的としている。

なお、生活保護法による生活扶助及び医療扶助との関係については、行旅病人であっても、生活保護法を適用することが可能なものについては、保護の実施機関が同法により措置して差し支えないこととされている。

イ 管内の取扱状況

（ア）取扱人員

行旅病人・行旅死亡人については過去 3 年間、対象者が一人もいない状況である。

表 1－（２）－ア 過去 3 年間の行旅病人・行旅死亡人の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行旅病人（人）	0	0	0
行旅死亡人（人）	0	0	0

（３）児童福祉

児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する認定事務を行っている。

ア 児童扶養手当

ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給している。

（ア）児童扶養手当受給者数

表 1－（３）－ア－（ア）児童扶養手当受給者数

市町村	受給者数（人）	受給資格認定件数（件）
令和 3 年度	328	42
令和 4 年度	309	38
令和 5 年度	288	39
九十九里町	84	10
芝山町	50	10
横 芝 光 町	154	19

(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

表 1 - (3) - ア - (イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別 (単位：世帯)

区 分 年 度	世 帯 類 型 別															計
	母子世帯							父子世帯							その他の世帯	
	生別母 子世帯		死 別 母 子 世 帯	未 婚 母 子 世 帯	障 害 者 世 帯	遺 棄 世 帯	DV 保 護 命 令 世 帯	生別父 子世帯		死 別 父 子 世 帯	未 婚 父 子 世 帯	障 害 者 世 帯	遺 棄 世 帯	DV 保 護 命 令 世 帯		
	離 婚	そ の 他						離 婚	そ の 他							
令和３年度	255	8	7	30	1	0	1	15	0	2	1	0	1	0	7	328
令和４年度	237	9	4	27	1	1	2	15	0	3	2	0	1	0	7	309
令和５年度	216	8	2	29	1	1	2	16	0	3	2	0	0	0	8	288

イ 特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父若しくは母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表 1 - (3) - イ 特別児童扶養手当受給状況 (単位：人)

区 分 市町村	受給者数	支 給 対 象 障 害 児 数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
令和 3 年度	266	46	17	90	120	2	0	138	137
令和 4 年度	274	51	18	90	126	2	0	143	144
令和 5 年度	284	48	22	92	133	2	0	142	155
東 金 市	103	22	9	35	44	0	0	57	53
山 武 市	48	5	8	14	25	0	0	19	33
大網白里市	67	13	1	19	36	0	0	32	37
九十九里町	22	1	2	6	13	0	0	7	15
芝 山 町	15	2	0	6	6	1	0	9	6
横 芝 光 町	29	5	2	12	9	1	0	18	11

(注) 1 人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 1 - (4) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和 3 年度	0	0	4 件 1,121	0	0	0	0	1 件 600	0	0	0	0
令和 4 年度	0	0	2 件 521	0	0	0	0	1 件 350	0	0	0	0
令和 5 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東 金 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 武 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大網白里市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九十九里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芝 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横 芝 光 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 - (4) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和 3 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 4 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 5 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東 金 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 武 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大網白里市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九十九里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芝 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横 芝 光 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 家庭児童相談に関する支援状況

家庭相談員が関係機関と連携を図りながら、家庭や児童、子育てに関する悩みや不安について相談を受けている。

表 1 - (5) 家庭児童相談状況

(単位：件)

区分 年度	相談総数 (延)	(再掲)			相談内容					個別支援会議 参加回数 (延)	
		訪問	電話	面接	学校生活	家庭環境	生活習慣	障害	その他	対象者	回数
										乳幼児	2
										小学生	6
令和 3 年度	289	62	208	19	85	189	4	0	11	中学生	3
令和 4 年度	513	109	333	71	46	467	0	0	0	高校生	1
令和 5 年度	309	31	62	216	160	132	5	3	9	その他	0

(6) 高齢者福祉

満百歳者に対する祝品等の贈呈事業、公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対する法外援護給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 - (6) - ア 百歳者

(単位：人)

区分 市町	百 歳 者	左 の 内 訳	
		男	女
令和 3 年度	63	8	55
令和 4 年度	70	10	60
令和 5 年度	82	15	67
東 金 市	17	2	15
山 武 市	23	6	17
大網白里市	17	2	15
九十九里町	8	2	6
芝 山 町	4	0	4
横 芝 光 町	13	3	10

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者に対し、公的年金等の受給者との均衡を図るため、法外援護給付金を支給している。

表 1－（６）－イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分 年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和 3 年度	25	1,348,900
令和 4 年度	26	1,160,900
令和 5 年度	15	784,900

（７）障害者福祉

市町が行う手当の給付に対して補助金を交付している。また、障害者差別等について相談を受け、調整活動を行っている。その他に、条例周知や啓発活動を実施している。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に給付を行う市町に対して補助金を交付している。

表 1－（７）－ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数 (人)	補助金額(円)	件数 (人)	補助金額(円)
令和 3 年度	2,255	9,752,875	0	0
令和 4 年度	2,322	10,042,650	0	0
令和 5 年度	2,330	10,077,250	0	0
東 金 市	533	2,305,225	0	0
山 武 市	782	3,382,150	0	0
大網白里市	541	2,339,825	0	0
九十九里町	48	207,600	0	0
芝 山 町	108	467,100	0	0
横 芝 光 町	318	1,375,350	0	0

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

重度障害児・者の日常生活用具の取付けに必要な経費について助成を行う市町に対して補助金を交付している。

表 1－（７）－イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数（件）	内 容	補助金（円）
令和 3 年度	0	—	0
令和 4 年度	0	—	0
令和 5 年度	0	—	0
東 金 市	0	—	0
山 武 市	0	—	0
大網白里市	0	—	0
九十九里町	0	—	0
芝 山 町	0	—	0
横 芝 光 町	0	—	0

ウ 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害者差別に係る相談及び条例周知や啓発活動を実施している。

表 1－（７）－ウ 障害者差別相談状況

（単位：件）

区 分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳							再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	虐待の相談				
	実件数	活動件数							実件数	活動件数			
令和３年度	10	75	45	2	6	21	1	0	3	17	13	484	
令和４年度	6	49	14	5	4	18	0	0	0	0	21	920	
令和５年度	6	39	19	3	2	15	2	0	0	0	18	669	

エ 地域相談員の委嘱

身体障害者相談員・知的障害者相談員及び精神障害・人権擁護の業務従事者の中から、差別に関する相談業務を行う地域相談員を委嘱している。

表 1 - (7) - エ 地域相談員委嘱状況

(単位：人)

区分 市町村	身体障害 者相談員	知的障害 者相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和 3 年度	10	7	18	35	9	26
令和 4 年度	11	7	16	34	10	24
令和 5 年度	10	7	19	36	15	21
東 金 市	1	2	7	10	6	4
山 武 市	2	2	6	10	2	8
大網白里市	2	0	4	6	2	4
九十九里町	2	1	0	3	1	2
芝 山 町	1	1	0	2	1	1
横 芝 光 町	2	1	2	5	3	2

オ 地域相談員等研修会

地域相談員の活動の円滑な実施と障害に関する知識や理解を深めることを目的とした研修会を開催している。

表 1 - (7) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参 加 者	内 容
令和 5 年 9 月 1 日	広域専門指導員、令和 5 年 7 月 14 日付け委嘱の新規地域相談員 (8 名)	新任地域相談員を対象とした障害者条例の内容及び相談活動の方法について
令和 5 年 12 月 15 日	広域専門指導員、地域相談員 (地域相談員の中に中核地域生活支援センター及び山武郡市障がい者基幹相談支援センター職員を含む)	山武圏域で障害のある人に対する相談支援を行っている地域相談員を対象とした障害者差別解消法の内容及び山武圏域の相談状況について

(8) 配偶者暴力相談支援事業

平成 16 年 6 月 1 日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法)に基づいて、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者からの相談を受け必要な助言・支援を行っている。

表 1 - (8) 配偶者暴力相談支援状況

(単位：件)

区 分 年 度	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うち DV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うち DV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うち DV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うち DV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和 3 年度	105	97	0	85	30	30	0	30	75	67	0	55	2	2	0	2
令和 4 年度	102	96	0	83	33	29	0	28	69	67	0	53	2	2	0	2
令和 5 年度	86	79	0	67	19	19	0	18	66	59	0	48	1	1	0	1
区 分 年 度	書面提出 件数		通報件数		来所相談 証明書 発行件数		交際相手からの暴力 相談件数									
							総数	通報								
令和 3 年度	0		0		14		0	0								
令和 4 年度	1		0		16		0	0								
令和 5 年度	0		0		10		1	0								

(9) 戦傷病者の援護

管内戦傷病者に対して、補装具の支給をはじめとする援護を実施している。
また、戦没者遺族相談員と戦傷病者相談員を委嘱し、各種相談に対応している。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

管内の戦傷病者手帳所持者数は年々減少している。

表 1 - (9) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更) の交付
令和 3 年度	2	0	0	0
令和 4 年度	2	0	0	0
令和 5 年度	2	0	0	0
東 金 市	0	0	0	0
山 武 市	1	0	0	0
大網白里市	1	0	0	0
九十九里町	0	0	0	0
芝 山 町	0	0	0	0
横 芝 光 町	0	0	0	0

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族や戦傷病者の福祉の増進を図るため、戦没者遺族相談員と戦傷病者相談員を委嘱し、各種相談に応じている。

表 1 - (9) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町	東金市 大網白里市	山武市 九十九里町	芝山町 横芝光町	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	3
戦傷病者相談員	1	0	0	1

(10) 児童手当事務指導監査

児童手当事務の指導監査は、市町における児童手当事務の円滑かつ的確な実施を図り、もって児童手当制度の適正な運営に資することを目的として実施している。

表1－(10) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東 金 市	－	令和5年2月	－
山 武 市	－	令和5年2月	－
大網白里市	－	－	令和6年2月
九十九里町	－	令和5年2月	－
芝 山 町	－	－	令和6年2月
横 芝 光 町	－	令和5年2月	－

(注) 令和3年度の児童手当事務指導監査は、新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から未実施。

(11) 中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

中核地域生活支援センターは平成16年10月から開設され、各健康福祉センターにおいてサポートし、関係機関との連絡調整会議等を開催している。

表1－(11) ア中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開 催 日	令和5年5月30日
場 所	山武健康福祉センター
内 容	1 報告 中核地域生活支援センター2022年度活動報告及び2023年度活動方針 2 講演 千葉県における福祉人材の現状と課題及び対策 3 説明 ヤングケアラー支援について「ヤングケアラー支援体制構築事業」 4 山武圏域の情報共有
構成員・参加者人数	山武健康福祉センター、中核地域生活支援センター、市町、市町社会福祉協議会、社会福祉関係団体・施設等 84名

表 1 - (1 1) - イ 中核地域生活支援センター連絡調整会議部会実施状況

開 催 日	令和 5 年 7 月 28 日
場 所	山武市役所
内 容	包括支援部会
構成員・参加者人数	市町、市町社会福祉協議会、社会福祉関係団体等 74 名

開 催 日	令和 5 年 9 月 27 日
場 所	山武市役所
内 容	子ども若者部会
構成員・参加者人数	市町、教育機関、社会福祉関係団体等 13 名

開 催 日	令和 5 年 7 月 7 日
場 所	山武健康福祉センター
内 容	高齢者部会
構成員・参加者人数	市町、社会福祉関係団体、医療機関等 35 名

(12) 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づき、生活困窮者の自立支援の促進を図るために委託した事業者である特定非営利活動法人リンクが、生活に困窮している方に対し相談支援を行い、プランを作成する等によりその方の実情に即した支援を行っている。

表 1 - (12) 生活困窮者自立支援実施状況

区 分 町 村	支援調整会議 (回数)	新規相談受付件数 (総数)	プラン 作成件数 (総数)	就労支援 対象者数※	法に基づく事業等利用件数						その他	
					住居確保給付金	一時生活支援事業	家計改善支援事業	就労準備支援事業	認定就労訓練事業	自立相談支援事業 による就労支援	生活保護受給者等 就労自立促進事業 生活福祉資金等 による貸付	
令和 3 年度	12	168	38	24	17	—	25	5	—	27	61	14
令和 4 年度	12	182	51	31	9	—	27	8	—	36	10	17
令和 5 年度	12	157	42	23	5	—	32	7	—	23	5	10
九十九里町		59	19	10	3	—	16	0	—	12	2	6
芝山町		24	5	3	1	—	4	0	—	3	0	3
横芝光町		56	18	10	1	—	12	7	—	8	3	1

(注) 新規相談受付件数には、管外の相談者による相談を含む。

区 分 町 村	(一般就労総数) 就労者数	支援メニューの利用状況								増収者数 (総数)
		住居確保給付金	一時生活支援事業	家計改善支援事業	就労準備支援事業	認定就労訓練事業	自立相談支援事業 による就労支援	生活保護受給者等 就労自立促進事業	その他	
令和 3 年度	38	17	—	25	5	—	27	14	—	49
令和 4 年度	34	8	—	27	8	—	33	17	—	49
令和 5 年度	23	5	—	32	7	—	23	10	—	32
九十九里町	13	3	—	16	0	—	12	6	—	14
芝 山 町	3	1	—	4	0	—	3	3	—	3
横 芝 光 町	7	1	—	12	7	—	8	1	—	15

※プラン期間中の一般就労を目標にしている